

Title	アイゼンハワー政権の西太平洋集団安全保障構想と米韓関係： 一九六〇年代の「アジア太平洋同盟」への布石
Sub Title	The Eisenhower administration's Western Pacific collective security concept and U.S.-Korea relations : prelude to the "Asia-Pacific Alliance" in the 1960's
Author	阪田, 恭代(Sakata, Yasuyo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.12 (2010. 12) ,p.445- 480
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小此木政夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20101228-0445

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アイゼンハワー政権の西太平洋集団安全保障構想と

米韓関係

——一九六〇年代の「アジア太平洋同盟」への布石¹⁾——

阪 田 恭 代

- 一 序——「アジア太平洋同盟」としての米韓同盟
- 二 アイゼンハワー政権の西太平洋集団安全保障構想
- 三 新たな対韓政策と米韓関係の展開
- 四 結——アイゼンハワー政権時代の遺産

一 序——「アジア太平洋同盟」としての米韓同盟

朝鮮戦争休戦以来、米韓同盟は、半世紀以上にわたり、北朝鮮の脅威を封じ込め、朝鮮半島の安定と平和を維持する「半島同盟」としての役割を果たしてきた。歴史が示す通り、米韓同盟は、冷戦時代の同盟として主に「局地同盟」、即ち「半島同盟」として成立し、現在もその文脈で存続している。しかし、米韓同盟には、半島中

心の「局地同盟」にとどまらず、より広いアジア太平洋地域の防衛を目標とした「地域同盟」、即ち「アジア太平洋同盟」としての側面もある。冷戦後の米韓同盟は後者の側面をますます強めている。本研究は米国の同盟政策と集団安全保障構想の観点から、アジア太平洋同盟としての米韓同盟の歴史を検証していくことを目的としている。

これまでに筆者が論じてきた通り、アジア太平洋同盟としての米韓同盟の起源は一九五三年一〇月の米韓相互防衛条約に求められる。⁽²⁾ 米国は、冷戦初期のトルーマン政権時代から、対ソ・中封じ込め戦略の一環としてアジア太平洋地域における集団安全保障の枠組みを構築しようという構想を抱いていた。⁽³⁾ 当初は、日本、フィリピン、オーストラリア(豪)、ニュージーランド(NZ)など沿岸島嶼諸国を中心とした枠組みが想定されていたが、五年一〇月、朝鮮戦争休戦の代償として、アイゼンハワー政権は李承晩政権と米韓相互防衛条約を締結し、米国の安全保障同盟網はアジア大陸に拡大された。米韓相互防衛条約は、米国主導のアジア太平洋地域の集団防衛網の一環として位置づけられ、米比ならびにアンザス(ANZUS)(米・豪・NZ)条約になら⁽⁴⁾、米韓相互防衛条約の前文でも、「太平洋地域における地域的安全保障の一層包括的かつ効果的な制度が発達するまで、平和と安全のための集団的防衛のために、両国の努力を強化すること希望⁽⁵⁾」する(傍点筆者)、と明記された。

右記(傍点)の通り、地域集団安全保障体制を意識した表現はトルーマン政権の「太平洋協定」構想の遺産であり、一九五三年当時のアイゼンハワー政権にはアジア太平洋地域集団安全保障についての具体的な構想はなく、米韓同盟をその中でどのように位置づけていくかについてもとくに考えはなかつた。⁽⁶⁾ しかし、翌五四年春のテイエンピエンフー陥落後、インドシナ危機の深化を契機に、アイゼンハワー政権はアジア地域における集団安全保障体制の構築に関心を抱き、「西太平洋」集団安全保障構想を検討する。同構想の中で米韓同盟の価値も高まり、アイゼンハワー政権は同盟国となった韓国をこのプロセスの中に組み込むことを試みた。

以下、本稿では、一九五〇年代後半のアイゼンハワー政権の西太平洋集団安全保障構想に着目し、それをめぐる米韓関係の展開を分析する。結果として、西太平洋集団安保構想は、アイゼンハワー政権内のアンビバレンスとアジア同盟諸国の消極的態度により、実際には実現されなかった。しかし、アイゼンハワー政権時代の遺産は、一九六〇年代の日韓国交とベトナム戦争協力の布石となり、アジア太平洋同盟としての米韓同盟の発展に寄与していくこととなる。

二 アイゼンハワー政権の西太平洋集団安全保障構想

一九五四年春のインドシナ危機を契機に、アイゼンハワー政権のアジア地域における集団安全保障体制に対する関心が高まり、国家安全保障会議文書五四二九／五（NSC五四二九／五）において「西太平洋」集団安全保障構想が推進すべき政策目標として支持された。同構想は、北東アジア諸国との条約（日本、韓国、中華民国）（五四年二月）と東南アジア条約機構（SEATO: Southeast Asia Treaty Organization）（五四年九月）ならびにアンザス（ANZUS）条約を連結し、包括的な集団安全保障枠組みを構築していくことを目標としていた。しかし、実際には、同構想について政府内でコンセンサスがあったわけではなく、同構想を推進する統合参謀本部とそれに対して慎重な国務省との間の折衝の中で修正されていく。以下、NSC五四二九／五と西太平洋集団安全保障構想が採択されるまでの政策形成過程を明らかにする。

（一）積極的な統合参謀本部の「アジア第一主義者」

アイゼンハワー政権のニュールック戦略では、グローバルな核抑止とともに、地域ならびに局地レベルにおけ

る限定戦争とゲリラ浸透に対処するために、同盟と集団安全保障体制を重視した。⁽⁷⁾ 地上戦は主に同盟国ならびに現地の軍隊に頼り、米軍は機動的な戦略打撃力で支援するという態勢を構築するという発想であった。とくにアジアでは、一九五三年の朝鮮戦争休戦後のジュネーブ政治会談の決裂に続き、翌五四年春のインドシナ危機に直面し、(ソ連よりも)「中共」(中華人民共和国)の脅威の浸透が懸念され、この地域における集団安全保障体制の構築に対する関心が急速に高まった。⁽⁸⁾

インドシナ危機のさなか、国家安全保障会議(NSC)は統合参謀本部(JCS)に対してアジアにおける米国と同盟諸国の軍事的立場をいかに強化するかについて意見を求めた。それに対する回答が一九五四年四月九日付のJCS覚書「極東における軍事的優位の立場を構築するための米国の戦略」であった(同覚書は国家安全保障会議政策文書五四一六(NSC五四一六)としてNSCに提出される⁽⁹⁾)。同文書は中国の脅威に対抗するためのアジアの集団安全保障体制の構築に強い関心を抱いていた統合参謀本部議長アーサー・ラドフォード(Arthur W. Radford)前米太平洋艦隊司令長官(五三年八月議長就任)やジェームス・ヴァン・フリート(James Van Fleet)將軍(元在朝鮮米陸軍第八軍司令官)ら「アジア第一主義者」の考えを色濃く反映していた。⁽¹⁰⁾

JCS覚書では、極東における「主要かつ直接的な脅威」はソ連ではなく、「共産中国の攻撃的姿勢と増強しつつある軍事力」であるとされ、中国の脅威に対抗するために、非共産圏の極東地域を一つの「戦略的実体(「strategic entity」)とみなして、アジア政策の包括的な再検討を求めた。その中で、アジアの非共産圏の通常戦力を強化し、統合司令部の指揮下で運用し、より「長期的な目標」として、「地域的な安全保障取極め」、即ち非共産圏アジア諸国間の包括的な地域安全保障枠組みを実現していくことを勧告した。⁽¹¹⁾

国家安全保障会議はJCS覚書(NSC五四一六)の勧告を受け入れ、五四年七月、インドシナ問題に関するジュネーブ会議終結後に新しいアジア政策の検討を始めた。同年八月のNSC五四二九とNSC五四二九/二

「極東における米国の政策の再検討」とこれらに代わる二二月のNSC五四二九／五「極東に対する現在の米国の政策」は米国の新しいアジア政策を示す基本文書となる。¹²⁾ NSC五四二九シリーズでは、米国の安全保障の「重要不可欠な要素」として、太平洋沿岸島嶼連鎖地帯（日本、琉球諸島、台湾、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド）の安全保障を維持し、そのために、とくに日本、フィリピン、韓国と台湾の軍事力を強化し、長期的な目標として「西太平洋集団防衛の取極め（Western Pacific collective defense arrangement）」の実現を勧告した。¹³⁾ 西太平洋集団安保構想についてNSC五四二九／五では次の通り表現された。

「フィリピン、日本、中華民国、大韓民国を含み、最終的にはマニラ条約（SEATO）とアンザス条約に連結される、西太平洋集団防衛の取極めをできる限り早期に、（傍点筆者）形成し、その後「米国が（筆者追記）それに参加するために必要な条件を促すこと」¹⁴⁾」

（二） 慎重な國務省の「アジア通」

以上の通り、一九五四年に、米国・日本・中華民国・大韓民国・フィリピンが参加する「西太平洋集団防衛取極め」を「できる限り早期に、（傍点筆者）」実現することが米国のアジア政策の目標となった。集団安保体制を「早期に」実現するという目標はラドフォード議長をはじめ統合参謀本部の「アジア第一主義者」の見解を反映したものであるが、國務省は同政策方針を支持したものの、実際にはかなり慎重な姿勢であり、統合参謀本部の姿勢を牽制した。同構想が野心的すぎて、かえってアジア政策の運営が難しくなることを懸念したからである。

「条約狂（Pactomania）」と揶揄されたジョン・ダレス（John Foster Dulles）國務長官は世界的な反共同盟網の構築に積極的であった。しかし、國務省極東局と北東アジア課のいわゆる「アジア通」（Asia-hands）はアジ

アにおける集団安保構想に対して慎重であった。国務省の「アジア通」は、「西太平洋集団防衛取極め」の実現は現実的には困難であることを指摘し、同構想の実現可能性ならびにその望ましさについても疑問を呈した。

NSC 五四二九の検討の中で、七月三〇日の国務省草案では「西太平洋集団防衛取極め」について次の通りかなり控えめに表現している。

「西太平洋集団防衛取極めの形成、そしてそれが東南アジア防衛取極めと並行し、最終的にはリンクする可能性について、これらの国々（中華民国、日本、大韓民国とフィリピン）が互いにならびに我々「米国（筆者追記）」と協議するよう奨励する」⁽¹⁵⁾

つまり、同構想についてはアジア諸国が「協議」し、その可能性を探るといふ程度にとどめていた。しかし、八月三日、NSC企画部 (NSC Planning Board) は、JCS覚書の立場に傾き、「フィリピン、日本、中華民国、大韓民国を含み、最終的には東南アジア安全保障条約とアンサス条約に連結される、西太平洋集団防衛の取極めの形成を促し、かつ、「米国が（筆者追記）」それに参加できるよう準備する」⁽¹⁶⁾と、米国の「参加」にまで言及し、積極的な表現に修正した。ロバート・マクラークイン (Robert J. G. McClurkin) 国務省北東アジア課長代理はジョン・アリソン (John M. Allison) 駐日大使への覚書で、七月三〇日国務省草案が「あたかも非現実性が足りなかったように」⁽¹⁷⁾と、NSC企画部の修正でさらに方針が現実離れしていると揶揄した。結局、アジア政策の最初の草案、NSC 五四二九（八月四日）では国務省の意見が取り入れられ、「西太平洋集団防衛の取極めの形成」を可能にする条件」（上記「」内、原文ママ・傍点筆者）を促し、かつ、「米国が（筆者追記）」それに参加できるように準備する……」⁽¹⁸⁾と慎重に表現され、NSC 五四二九／二（八月二〇日）で踏襲された。マクラークイン北東

アジア課長代理は、NSC五四二九／二の表現こそが「最終的かつ、より現実的な政策」であり、「北東アジア課にとって実質的な勝利」であると評した。⁽¹⁹⁾

NSC五四二九の検討が行われていたさなか、ダレス國務長官は西太平洋集団安全保障構想を示唆するような発言を行い、米国の意図をめぐってメディアの間で憶測が飛び交った。八月三日の記者会見で、米政府が米日韓台四カ国を結ぶ安全保障協定をまとめるという案について記者から質問を受け、ダレスは、協定案について検討中であることは認めしたが、正式な決定は下しておらず、調査の初期段階であると述べた。⁽²⁰⁾ ダレスの発言に対して、アリソン駐日大使は、「現時点で日本がいかなる集団安全保障組織にも参加することを検討する可能性は実際にはなきに等しい」と指摘し、同構想の状況について説明を求めた。⁽²¹⁾ ダレスはアリソンに対して、日韓台米、そして場合によってはフィリピンも参加するような安全保障協定を推進するための計画は「現時点」では存在しないが、「究極的には可能性のある」ものと考えていると答えた。しかし、「現時点」で「重要なこと」は域内で「相互依存の意識を醸成」することであり、それ故に、「記者会見で質問を受けたときに完全にそれを否定するような回答をしたくなかった」と伝えた。⁽²²⁾

ダレス長官の八月三日の記者会見について、國務省極東局は「西太平洋協定 (Western Pacific pact)」と題する覚書 (八月二日) を作成し、その中で、ダレス発言をめぐる憶測は非建設的であり、この問題に対してどのようにアプローチすべきかについて國務省は方針を決めるべきであると進言した。⁽²³⁾

同覚書は、「西太平洋協定」構想について検討すべき事項を指摘した。第一に、西太平洋集団安保協定は、日本、大韓民国、中華民国、米国とフィリピンを含む五カ国の軍事協定とし、将来的にはオーストラリア、ニュージーランド、そして「インドネシアまで」をも包含し、かつ、「(交渉中の) 東南アジア条約と並行し、かつ、場合によっては連結」されるものとみなす。西太平洋協定は、東南アジア条約をモデルに設計し、新たな集団安全

保障条約は、韓国、日本、フィリピンとの現行の安全保障条約に「取って代わる」ものとする。⁽²⁴⁾

第二に、同覚書では西太平洋協定構想の長所と短所があげられた。協定を進めた場合の長所として、東南アジア条約への加盟を求めずに韓台両国を米国との地域安保協定に取り込むことができること、共産主義勢力の侵略に対する共同戦線の完結性や目的と利益の共同性を強調できること、共同防衛のための計画を強化し、軍事問題について加盟国が協調行動をとることを習慣づけること、中共による台湾奪取を抑止できることなどがあげられた。一方、短所として、この協定が実現すれば、韓国が北朝鮮を攻撃することを助長する、中国国民党と共産党との間の戦争に米国が巻き込まれる、西欧同盟国やアジアの中立諸国の間で米国が「硬直的かつ好戦的」な姿勢をとっているという懸念を惹起する、中共が「包囲網」を破り、アジアの共産主義諸国間でロカルノ方式の「不可侵協定」を育成し、非軍事分野において中立国と反共諸国との間で亀裂を生じさせる、という点があげられた。

第三に、同覚書は、西太平洋協定が実現される可能性について、「現時点」では「ほとんどない」と評価し、その理由としてアジア諸国の支持を得られないことを強調した。中華民国は同意するかもしれないが、フィリピンや韓国は日本のプレゼンスがあるため積極的ではないであろうとみられていた。⁽²⁵⁾ とくに韓国が日本に対して「敵対心」を抱いているため、同協定が実現される可能性は「完全に排除される」であろう。日本も、「心理的」かつ憲法規定による「法律上」の理由から、同協定に参加する用意はない。⁽²⁶⁾ また、日本は、中華民国との関係の緊密化よりも、大陸中国との関係の調整を模索するであろう、とみられていた。

以上の通り、極東局はアジア諸国どうしの不安定な関係をみていたため、ダレス長官が八月三日の記者会見のように、西太平洋協定構想について単に言及するだけでこの構想が進んでいるという「雰囲気」をつくり、その結果について十分に考慮せずに協定が実際に実現してしまうという流れになることを懸念した。したがって、極東局は、同覚書で、国務省が西太平洋協定について「慎重に検討」し、今後「そのような憶測を奨励すべきか、

止めるべきかについて早期に決定を下す」よう進言した。⁽²⁷⁾

マクラークイン北東アジア課長代理も極東局覚書のように慎重な姿勢であった。同氏はアリソン駐日大使に、アジア地域集団安保の取極めは「まだ非現実的」であり、多くの問題をはらんでいると指摘した。NSC五四二九／二の西太平洋集団防衛取極めに関する表現も「慎重に解釈」すべきであると述べた。「北東アジア条約 (North East Asian pact) (あるいは、おそらくより好ましいのは、水平的な西太平洋協定 (Western Pacific pact))」の実現を可能にする条件をつくるには、ダレスが指摘した通り、「域内の相互依存の意識を高める」ことが必要であることは間違いないと考えられていた。同氏は、「日本自身がそのような協定「集団安保取極め(筆者追記)」に関与する用意があり、日韓関係がより建設的な土台にのり、日比間で賠償問題が解決されない限り、真の相互依存意識について予見し、域内の安全保障組織の実現について考えることは不可能である」と評した。しかし、「長期的な目標があるからこそ、当面の諸々の問題を解決する必要性が改めて浮き彫りになる」と指摘し、将来の地域安全保障組織の有用性は否定されなかった。⁽²⁸⁾

NSC五四二九のアジア政策の検討は続き、国務省草案(一月二日)では慎重な表現が維持されたが、NSC五四二九／三(一月一九日)ではNSC企画部が「西太平洋集団防衛の取極めをできる限り、早期に形成し、その後「米国が(筆者追記)それに参加する(傍点、原文ママ)ために必要な条件を促す……」とJCS寄りの積極的な意見に修正した。⁽²⁹⁾ 上述の通り、新たなアジア政策の最終版、NSC五四二九／五ではNSC五四二九／三の表現が採用された。したがって、NSC五四二九／五の西太平洋集団安保構想は、国務省のアジア通にとつては部分的な敗北であったが、実際の政策の実施を通して国務省はこのアプローチを修正していくこととなる。

三 新たな対韓政策と米韓関係の展開

アイゼンハワー政権は、西太平洋集団安保構想の実現は極めて困難であると認識しつつも、将来において集団安保枠組みを構築するための条件を整備し、その中に韓国と米韓同盟を統合していくことを一九五〇年代後半の目標とした。しかし、国務省のアジア通が予想した通り、韓国を含め、アジア域内の相互不信が障害となり、同構想の推進は困難を極めた。アジアにおける集団安全保障のあるべき姿について米韓両国の見解には隔たりがあったが、両国の利害が合致した局面もあつた。以下、まずはこの時期の対韓政策の基本方針を確認し、西太平洋集団安保構想をめぐる米韓関係の展開を検討する。それは北東アジアと東南アジアの二つの方面で展開されたが、結果的に西太平洋集団安保構想は修正され、意図せずしたが、とくに東南アジア・インドシナ方面において、後の一九六〇年代における米韓安保協力の布石が打たれたのである。

(一) NSC五五二四——韓国の地域統合の促進

新しいアジア政策 NSC 五四二九／五の策定に伴い、対韓政策も見直され、一九五五年二月に NSC 五五二四が国家安全保障会議で採択された。³⁰⁾「できる限り早期」に「西太平洋集団防衛の取極め」を実現するための条件を醸成していくという NSC 五四二九／五の目標は NSC 五五二四に取り入れられ、それを視野に入れて、韓国と他のアジア諸国との協力関係を促進することが目標となった。即ち、「米国の政治的ならびに道義的支援に対する依存度を下げていくための手段として、韓国とアジアにおける他の自由諸国との間の協調関係、相互尊重、多国間活動への参加を促す」こと、そして「米国の仲介により主要な問題の解決を支援し、また共同事業の奨励を通じて、大韓民国と日本、フィリピンならびに中華民国との間で共同の利益を醸成」していくことである。³¹⁾

このようにNSC五五―一四では米国の西太平洋集団安保体制への韓国の統合を促進していくことが目標とされたが、それは上述した通り、二つの方面で展開された。一つは、日本、大韓民国、中華民国を含む北東アジアであり、もう一つは東南アジア、とくにインドシナとSEATOとの関係である。北東アジアでは日韓関係が停滞し、進展がみられなかったが、東南アジアでは新たな展開がみられた。

(二) 日韓国交交渉の停滞

西太平洋集団安全保障構想の中で日韓協力は重要不可欠な要素であった。しかし、一九五四年当時、日韓両国の国交樹立は実現しておらず、安全保障協力はさらに遠い目標であった。一九五一年に、連合国軍最高司令官(SCAP)の斡旋で日韓国交交渉は開始されたが、五三年末に会談は決裂した。⁽³²⁾ が必要に応じて、韓国とアジア諸国との「主要な問題を解決するために調停」⁽³³⁾ することを勧めているが、いままでもなく日韓国交交渉はその対象の一つであった。

李承晩大統領をはじめ韓国政府は、かつての日本の軍国主義の復活への懸念を表明するとともに、反共主義の観点から日本の対共産圏外交——日ソ和解(一九五六年日ソ共同宣言)、中共との非公式貿易、北朝鮮との限定的接触——を「容共」政策として非難した。米国は日本が「中立主義」に走るのではないかと懸念していたが、韓国の対日「容共」主義批判は問題であった。⁽³⁴⁾ それゆえに、アイゼンハワー政権は日韓間の調整役を務め、アジア同盟国の関係改善に辛抱強く取り組んだ。

アイゼンハワー政権は日韓交渉の行方を注意深く見守り、中断されていた国交交渉を再開するよう促したが、実際に交渉再開に至ったのは一九五八年四月であった。一九五七年末、岸信介首相が日韓交渉を進め、いわゆる「李ライン」(韓国側：「平和線」)違反で韓国当局に拿捕された多数の日本人漁師の釈放と引き換えに、「久保田発

言」を撤回したことがきっかけとなった⁽³⁵⁾。しかし、第四次会談で日韓交渉は再び停滞した。一九五九年三月、岸首相が国際赤十字を通じて「人道的理由」で在日朝鮮人の北朝鮮への帰国を認めたことが日韓の新たな紛争の種となり、ダグラス・マッカーサー二世駐日大使ら米國務省は日韓交渉が全面決裂しないよう仲介に努めた⁽³⁶⁾。次第に、日韓両国ともに内政が不安定になり、国交交渉は再び停滞した。一九六〇年の四・一九「学生革命」により、李承晩大統領が亡命し、一二年間にわたる政権は崩壊した。同年六月、岸首相も日米安保改定条約が国会で通過した後に辞職した。その後、日韓交渉は再開し、アイゼンハワー政権は新たな交渉に期待を寄せた。とくに六〇年八月に発足した韓国民主党的張勉政権は、李承晩に比べて、プラグマティックであり、経済復興のために日韓関係改善に関心を抱いていたからである⁽³⁷⁾。岸の次に登場した池田勇人政権（自由民主党）も日韓交渉の推進に関心があったが、六一年五月に朴正熙率いる軍事クーデターによって張勉政権は倒れ、日韓交渉は朴政権との再開を待つことになる。

(三) NEATO構想の不振

以上の通り、日韓交渉は進展しなかったが、「北東アジア条約機構」(NEATO: Northeast Asia Treaty Organization) のような組織、即ち日本、韓国、中華民国(台湾) が参加する安全保障枠組みについて、アイゼンハワー政権は関係国に打診した。実際には、日本の役割をめぐる関係国の意見の相違、日本自身の消極的な態度、日韓国交不在などが要因となり、同構想の実現は極めて困難であった。

中華民国の蔣介石総統は、中共に対する立場を強化するために、日本との軍事協力を支持していた⁽³⁸⁾。しかし、日本は、韓国と台湾のような強硬な反共主義を標榜していた隣国との集団安全保障組織に巻き込まれることを懸念していることを米当局は認識していた。とくに日韓間の不和は大きな障害であった。

米國務省情報分析報告では、「日本の保守勢力は、……汎地域的な北東アジア反共勢力連合に加入することを構想するような意思はない。とくに韓国との軍事協力については、当時、李は（国内の）選挙演説で日本が共産主義勢力よりも大きな脅威であると指摘したことを強調していることをとりあげ、少なくとも李承晩政権が支配している間は強硬に反対している。……日本人は、また、李承晩大統領は危険な同盟国であり、同政権とかわる国々を新たな戦争に巻き込む可能性がある」とみており、そのような事態に日本人はぞつとしている」と評価されている。また、マッカーサー駐日大使はダレス國務長官に対して、「日本にとつての最も近い同盟国は韓国と台湾である。しかし、現況では、韓国が（対日）不信の感情を抱いているために韓国との集団安全保障取極めは無理である。また、日本自身が台湾との集団安全保障取極めに入ることを望んでいない。台湾と中共との間で発生した敵対行動が戦争に発展し、そのような戦争に巻き込まれることを懸念しているからである」と、日韓台三カ国間の不信が障害になっていることを指摘している。

しかし、李承晩自らがアイゼンハワーに対して韓米日三カ国協定案を提案していたことは興味深い。同案はアイゼンハワー大統領の李への返書（一九五五年一月）の中で言及されているが、李承晩は、米国人顧問のロバート・オリバー（Robert T. Oliver）教授とも意見交換している。インドシナ危機収拾後の一九五四年末、オリバー教授は、日本との関係改善のために機会を捉え、SEATOに韓国、中華民国、そして「適切な保証措置（proper safeguards）」（「内、原文ママ」）をつけた日本⁽⁴²⁾も含めるよう、（ワシントンに）再び提起するよう李に助言している。李承晩は、回答として、オリバーに國務省に送る「書簡草案」を送った。同「書簡草案」で、李は三カ国協定の可能性を否定しなかったが、それは「条件」が整い次第であると強調した。その「条件」が満たされれば、「それを日本と米国が望むのであれば、我々も、外国からの侵略に対抗し、また三カ国内の侵略にも対抗するような、米日韓三カ国協定を結ぶよう努力する。三カ国は、アジア諸国全ての独立のために立ち、第三

国によって攻撃されるいかなる国々も支援するという内容の共同宣言を発表すべきである」と李は考えていた。⁽⁴³⁾つまり、李承晩は日米韓三カ国協定案を完全に否定していたわけではなかったが、対日不信から同案に対してかなり慎重であり、もし締結するとしても反共防衛の色彩を帯びたものにすることを期待していたといえる。

李承晩の「条件」とは、即ち、日韓交渉における韓国の対日要求であったが、日本がそれらの要求を満たすことは難しく、日米韓三カ国協定は事実上、実現不可能であった。また上述した通り、日本の民間交流等を含む北朝鮮外交も韓国にとって容認しがたかった。金東祚（当時、外務次官）は回想録の中で、五五年二月の北朝鮮の南日外相の対日声明に肯定的に応えた鳩山一郎首相（民主党）の「平和共存」外交をとりあげ、李大統領が「自由陣営の一員としての日本の姿勢」を問題視し、「ダレス國務長官が推進した北東アジア条約機構への日本の参加に反対した李承晩の姿勢はますます硬化し、結局、NEATO創設案の空文化に決定的影響を与えたのである」と評している。⁽⁴⁶⁾日韓間の緊密な安保協力を進めるためには、先に国交正常化の実現が必要であった。

(四) SEATO加盟と「アジア民族反共連盟」をめぐる問題

朝鮮戦争休戦後の米国のアジア政策の焦点は朝鮮半島からインドシナへ移り、ダレス國務長官の主導で、米英仏、アンザス（豪・NZ）、アジア（フィリピン、タイ、パキスタン）同盟国八カ国は、五四年九月八日に「太平洋憲章」とともに「東南アジア集団防衛条約」（通称、「マニラ条約」）を締結し、東南アジア条約機構（SEATO）が結成された。⁽⁴⁶⁾インドシナ三国、南ベトナム、ラオス、カンボジアは仏の反対で加盟できなかったが、条約適用地域とされ、事実上の加盟国となった。⁽⁴⁷⁾

NSC五四二九の政策目標に基づき、アイゼンハワー政権は東南アジアと北東アジアを連結し、西太平洋集団安全保障体制の構築を模索した。マニラ条約締結交渉の過程で、ダレスら米國務省は、日本、韓国、台湾もマニ

ラ条約に加盟し、東南アジア条約を西太平洋条約に拡大することを提案したが、英仏・アンザスならびに他のアジア同盟国は拡大案に消極的であった。七月二一日、マクラークン北東アジア課長代理は、英・豪・ニュージーランドの駐米大使館関係者との意見交換の中で、日韓国防正常化が実現した場合、日韓両国を東南アジア条約に迎え入れ、東南アジアと北東アジアの安全保障組織を連結させることについて打診したが、それに対して英豪らは日韓両国の加盟には否定的であったが、日韓両国を含む「北太平洋条約機構」と東南アジア条約を「連結」する可能性については肯定的であった。⁽⁴⁸⁾ 五四年七月に実施された東南アジア防衛に関する米英共同研究グループの報告書では、東南アジア条約の原加盟国は東南アジアならびに関係諸国に限定されるべきであると結論づけたが、他国が同条約に加盟しないしは関係を持つことを望む場合、それらの国々を招く可能性も残された。⁽⁴⁹⁾ その方針は五四年九月のマニラ条約に反映された。同条約第七条と第八条によって加盟国ならびに条約区域（東南アジアと南西太平洋）を拡大する余地が残された。⁽⁵⁰⁾

一九五四年九月初め、マニラ条約締結時に、台湾海峡で金門・馬祖島危機が発生したが、中華民国のSEATO加盟は認められず、一二月二日に米華相互防衛条約が締結された。ダレスは、米華相互防衛条約が「米国が西太平洋において締結した他の安全保障協定と基本的な形を継承」し、「太平洋地域における米国と他国との間ですでに締結されている多数の集団防衛条約によって形成されている集団安全保障システムのもう一つのリンク」であると述べ、東南アジアと北東アジアの連携を強調した。⁽⁵¹⁾ 実際には、米華相互防衛条約の前文では、NSC五四二九の西太平洋集団安全保障構想を反映して、「西太平洋地域（West Pacific Area）の共同防衛（第五条）や同地域における「地域的安全保障の一層包括的な制度が発達するまでの間、平和及び安全を維持するための集団的防衛についての両国の現在の努力を強化する」ことを前文に明記している。⁽⁵²⁾ 折しも米華条約締結の前、五四年一月に米韓相互防衛条約が両国内の批准手続きを経て発効し、米政府は同条約を「太平洋安全保障システムの構

築におけるもう一つのステップであり、既に発効したオーストラリアとニュージーランド、フィリピン、日本との条約を補完する」と意義づけている。⁽⁵³⁾

マニラ条約締結後、SEATOは集団安全保障組織としての制度を徐々に整えていった。同条約第五条に基づき、SEATOは外相理事会を結成し、バンコクに拠点を置き、毎年理事会が開催された。五五年二月の最初のSEATO理事会の決定で、代表理事会（加盟国の大使）、軍事顧問団（Military Adviser Group）（加盟国の参謀総長あるいは地域司令官、米軍の場合は太平洋軍司令官）が結成された。さらに五七年三月には、軍事企画局（Military Planning Office）が結成され、共同計画や演習が実施された。⁽⁵⁴⁾

その過程で米国はSEATOと非加盟国との連携を模索した。東南アジアに関する国家安全保障政策文書五六二一／一（NSC五六二一／一）（一九五六年九月）は、米国が「SEATOに積極的に参加し、同機構が地域連合組織としての価値を説得力を以て示せるよう、軍事ならびに非軍事の分野を發展させる」とともに、「S、E、A、T、Oの特定の活動において、非共産主義のS、E、A、T、O非加盟国の限定的参加を奨励する（傍点筆者）」ことを勧告した。⁽⁵⁵⁾ このような指針を反映し、一九五八年の第四回SEATO理事会が発表した共同声明（三月二三日）でも「理事会は、SEATOと非加盟国との間の接触は多くの面で有益であると判断し、条件が許す限り、接触を継続し、今後にわたり拡大していくことを指示する」という方針が明記された。⁽⁵⁶⁾

韓国はSEATOへの加盟を望んでいたが、それは実現に至らなかった。⁽⁵⁷⁾ その一方で、韓国は自らのイニシアチブでアジアの集団安全保障体制の確立を目指した。朝鮮戦争前の一九四九年に、フィリピン、韓国、中華民国は「太平洋協定」（太平洋同盟）という東アジア反共同盟構想を推進したが、当時のトルーマン政権によって拒否され、朝鮮戦争後、米国の関心がインドシナへと移る中、韓国と台湾は反共組織を強化するために再び外交を展開した。五三年一月末、李承晩大統領は崔徳新陸軍少将と台北を訪問し、蒋介石總統とともに「反共統一戦

線」という集団安全保障体制への参加を、米国を含め、他国に呼びかけることを発表した。⁽⁵⁸⁾ アイゼンハワー政権は、韓国と台湾の「反共戦線」構想に自らは参加しなかったが、それに反対せず、李承晩大統領が訪台の際、マーク・クラーク (Mark W. Clark) 極東軍司令官の専用機を提供するなど、間接的に協力した。⁽⁵⁹⁾ 韓国はさらに東南アジアへの進出も試みた。韓国はフィリピン以外の東南アジア諸国と正式な外交関係がなかったため、中華民国と米国の協力を得て、五三年末から五四年にかけて、崔徳新少将を含む東南アジア使節団を派遣し、東南アジア各国との国交正常化交渉への地ならしとともに「反共戦線」への参加を促した。⁽⁶⁰⁾

しかし、アジアの集団安全保障体制の重心は次第に米国主導の取り組みへ移っていった。一九五四年春、アイゼンハワー政権はSEATO結成に向けての交渉を始めていたが、フィリピンとタイもその中に含まれていた。一方、韓国主導で「反共戦線」外交が継続され、五四年六月に韓国の鎮海で「アジア民族反共連盟 (APACL: The Asian People Anti-communist League)」が結成されたが、その実態は脆弱なものであった。⁽⁶¹⁾

その理由の一つは参加国の問題であった。第一回会議に八カ国と地域の代表が参加したが、政府代表を送ったのは韓国、中華民国、ベトナム国のみであり、それ以外は「非公式」代表であった。フィリピンとタイはSEAATOに重点をおいていたため公式的関与を避けた。マカオと香港、琉球は独立国ではなく行政区域であった。「アジア民族反共連盟」は、韓国、台湾、ベトナムという東アジア冷戦の「前哨国家」⁽⁶²⁾ 中心の動きであり、関係国の全面的支持を得られず、限界があった。米国もその弱点を指摘していた。第五回「アジア民族反共連盟」会議 (一九五九年六月) に参加した米国のオブザーバーは、「会議は、その制約のなかでは成功裏に終わった。その制約とは即ちAPACLがほとんど名ばかりの組織 (paper organization) で、実質的に機能するために必要な組織・機構が欠けていることである。参加代表のレベルも様々で、豪、トルコ、中国、韓国からは極めて有能な人物が来ているが、その他は恐らく本国でもあまり支持を得ていない凡庸な人物ばかりである」と報告している。⁽⁶³⁾

もう一つは日本の参加をめぐる問題であった。米国は韓国・台湾の集団安保の動きを容認していたが、自ら参加しなかった理由の一つとして日本政府が含まれていなかったことがあげられる。五四年二月、ジョン・ハル (John E. Hull) 極東軍司令官が訪韓した際、李承晩大統領は米国の参加を要請したが、ハル陸将は日本を含めない限り米政府は支持しないと伝え、日韓国交正常化交渉を促した。⁽⁶⁴⁾ 日本の参加は、米韓のみならず、韓国と台湾の間でも懸案となっていた。⁽⁶⁵⁾ 米国と同様に、蔣介石もアジアの集団安全保障組織に日本を含めるべきであると考えていたが、李承晩は反対し、日韓間の不和は北東アジアのみならず東南アジアを含めたアジア全般の集団安保の組織化にとって障害となっていた。⁽⁶⁶⁾

韓国の反日姿勢は「アジア民族反共連盟」の舞台でも展開された。例えば、一九五七年九月、「アジア民族反共連盟」会議 (台北) に際して、韓国政府系新聞 *Korean Republic* の社説は、日本参加の問題をとりあげ、日本政府が共産主義に対して「即座」に反対する「意思がない」と指摘し、当時の日本の「容共」姿勢を非難した。⁽⁶⁷⁾ 第五回連盟大会 (五九年六月二〇日) の声明では、日本に対して「北朝鮮との交渉を止め、韓国との (国交) 交渉を再開するよう」呼びかけ、韓国の対日外交の場として使われた。⁽⁶⁸⁾ 李承晩大統領に関する伝記作家は韓国の対日姿勢、とりわけ李の反日感情と「アジア民族反共連盟」について、「韓国、台湾、日本が同盟を結べば、それは日本の重工業力に裏打ちされた極めて実質的な軍事的潜在能力をもつものになったであろう。しかし、李承晩の日本に対する態度のため、韓国が含まれるいかなる枠組みにも東京が参加できる余地はなかった。事実、李の視点からみれば、連盟 (APACL) の主な役割は、再び台頭する日本の脅威についてアジア人同志に警告することであることがやがて明らかになっていった」と評している。⁽⁶⁹⁾

(五) SEATOとの軍事協力の萌芽

以上の通り、NEATOやSEATOをめぐって外交面では不協和音が生じたが、軍事面では違う展開がみられた。米韓両国の利害が一致し、SEATOならびにインドシナ三国を含む東南アジアとの軍事交流・協力が推進されたのである。

上述の通り、一九五七年までにSEATOの軍事協力機構は共同作戦計画や演習を推進するための軍事企画局を設立するまでに至っていた。米国は当初、SEATOのために米軍部隊を指定することを避けていたが、加盟国のタイ、フィリピンやオーストラリアの強い要請により、北大西洋条約機構(NATO)型の統一司令部は避けながら、一部の部隊をSEATO任務に指定した⁷⁰⁾。並行して、米国はSEATO非加盟国との軍事交流を促進しはじめた。五八年三月、第四回SEATO閣僚理事会(マニラ)で、ダレス國務長官は次の二点を提案し、それらが採択された。それらは、第一に、NATOと他の防衛組織との接触を進めるといふNATOの提案の受け入れであり、第二に、「韓国や台湾など、域内の非加盟国の軍事要員と接触する権限」⁷¹⁾の付与であった。

なぜアジアの軍事交流の相手国として韓国と台湾(中華民国)があげられたのか。その背景には米国、とりわけ米軍部の期待があったのである。上述した一九五四年八月の米JCS覚書(NSC五四一六)にみられるように、ラドフォード米統合参謀本部議長やヴァン・フリート將軍はアジア地域防衛部隊の育成を強く支持していた⁷²⁾。それは現地の同盟国が地上部隊を提供し、米国は戦略的機動打撃力で支援するという態勢であった。当初、統合参謀本部は、日本が再軍備され、極東の集団防衛に寄与することを期待していたが、日本が抵抗したため、軌道修正せざるを得なくなった⁷³⁾。その結果、次の有力な候補、国府軍(中華民国)と韓国軍への期待が高まった。

NSC五四一六では、国府軍と韓国軍に対して、国内治安のみならず、「極東の集団防衛(community defense effort)のため、有力な貢献国(傍点筆者)」として援助と支援を行うよう勧告していた⁷⁴⁾。日本が極東防衛に軍事貢献できないことが明らかになるにつれて、台湾と韓国に対する期待が強まった。国家安全保障会議政策文書五

七二三 (NSC 五七二三) (米国の台湾・中華民国に対する政策) では、米国が「国府軍に対して軍事援助と直接的な兵力支援を継続」し、「集団としての極東の非共産主義勢力へ貢献」できるようにすることが確認された。⁽⁷⁵⁾ 領土・領域外の軍事的役割についての韓国軍に対する指針は国府軍に対する指針ほど明示的ではなかった。韓国の場合、北朝鮮の攻撃に対する抑止と防衛、即ち韓国防衛が最優先任務であり、それは韓国の脆弱な経済基盤に対する軍事負担を緩和しながら行わなければならないのであった。⁽⁷⁶⁾ しかし、域外の軍事的役割についても政策文書では示唆されていた。国家安全保障会議政策文書五九〇七 (NSC 五九〇七) 「米国の対韓政策」(一九五九年七月一日) では、米国の政策目標として、韓国が「太平洋地域の自由世界の力に実質的な貢献」ができるよう支援することが掲げられ、韓国軍に新たな役割を付与することが追記された。即ち、韓国軍は、米軍とともに、朝鮮半島において北朝鮮と中共による侵略を抑止し、抵抗する能力を維持するだけでなく、「共産主義勢力の侵略に反対する大韓民国の揺るぎない決意をアジア全域にわたって示すために十分な程度の力と様々な能力を発揮」することが期待されたのである。⁽⁷⁷⁾

米国は韓国軍が東南アジア諸国にとってモデルになるとみていたこともあり、一九五四年以降、韓国と東南アジア諸国との軍事交流を推進していた。ダレス國務長官は、マクスウェル・テイラー (Maxwell Taylor) 極東軍司令官兼国連軍司令官に対して、韓国軍について次のような評価を伝えている。

「韓国陸軍 (ROK Army) は、必要性から朝鮮半島にとどまっているが、極東における最強の軍隊であり、その存在は韓国と極東諸国との関係を構築するうえで、影響力があり、決定的な要素になるかもしれない。また、韓国陸軍は、他の自由アジア諸国、とくに東南アジア諸国が目指す目標になっているようであり、それは我々も望んでいることである。韓国軍は極東において極めて重要な要素であり、この地域において我が味方に立つ最大かつ最も有力な常設陸軍部

隊であり、ここしばらくはそうあり続けるであろう。⁽⁷⁸⁾

そのような認識の下、米国はフランスに対して、インドシナ連合軍を強化するために、成功例として評価されていた韓国軍の育成・訓練技法を取り入れることを提案している。⁽⁷⁹⁾

東南アジアの中でも、インドシナ、とりわけアジア冷戦最前線の分断国家、南ベトナムと韓国との軍事交流が推進された。五五年一〇月、韓国はベトナム共和国（南ベトナム）政府と国交を樹立し、反共「軍事同盟」の結成を提案したが、サイゴン政権は米国に指示を仰ぎ、米国は「地域連合自体には賛成だとしながらも、韓国との軍事同盟締結により、南ベトナムの外交関係を狭めてしまうのではないかと危惧」したため、韓越軍事同盟は実現しなかった。⁽⁸⁰⁾ SEATOのいわば準加盟国である南ベトナムの地位を考えればそれは賢明な選択であったかもしれない。そのため軍事同盟の代わりに進められたのが軍事交流であった。上述した通り、五八年三月のSEA TO閣僚理事会で「韓国や台湾など、域内の非加盟国の軍事要員と接触する権限」が容認されたこともあり、軍事交流は進めやすい分野であった。

このように米韓両国の利害が一致して、韓越軍事交流が進められた。例えば、一九五八年に韓国の白善燁（ベク・ソンヨプ）参謀総長はベトナム国防長官の招請によりベトナム国軍を視察したが、これは駐南ベトナム米軍事支援顧問団のサミュエル・ウイリアムス（Samuel T. Williams）將軍の仲介で実現したものである。⁽⁸¹⁾ また、時期は不明だが、白善燁將軍の回想によれば、後に大統領になるグエン・バン・チュウ（Nguyen Van Thieu）も少佐の時に訪韓し、最後の大統領となったズオン・バン・ミン（Duong Van Minh）も参謀総長の時に韓国軍を視察したといふ。⁽⁸²⁾ 五九年三月に韓国は軍事援助団の一環としてテコンドー教官団を南ベトナムをはじめ東南アジアに派遣した。⁽⁸³⁾

軍事交流のほか、韓国軍のインドシナ・東南アジア派兵案もこの時期に浮上した。派兵案は米国の要請ではなく韓国側の提案によるものであった。最初の提案は、一九五四年、インドシナ危機の最中、ディエンビエンフー陥落前後に行われた。⁽⁸⁴⁾ 韓国軍派兵案に対して、インドシナ戦を統括していたフランスは拒否し、アイゼンハワー政権も緊急性がないという理由で却下した。韓国の提案について米政府内では軍事的・政治的側面から綿密に検討を行ったが、アイゼンハワー大統領をはじめ、國務省、国防省、中央情報局(CIA)ならびにリッジウェイ陸軍参謀長、ハル極東司令官ら陸軍介入消極派の慎重な意見が優勢を占めたが、ラドフォード統合参謀本部議長、ヴァン・フリート將軍らアジア第一主義者は肯定的に捉え、将来の派遣受け入れの可能性に含みを残し、丁重に断ることとした。⁽⁸⁵⁾

その後、一九五八年二月にインドネシアのスマトラで軍の反乱がおき、米国と台湾が反共ゲリラへの武器援助を行った際、李大統領は韓国軍派兵を示唆したが、同年四―五月までにスカルノ大統領はゲリラを鎮圧し、軍派兵は不要となった。⁽⁸⁶⁾ また五九年五月、パテト・ラオ(共産主義ゲリラ)反乱の際、李大統領は崔徳新・駐越大使にラオス政府と接触し、反乱鎮圧のために志願兵派遣の用意があることを伝えるよう指示し、駐米大使館を通してワシントンに韓国軍二個師団の派兵許可を求めたが、米参謀本部は韓国の防衛態勢の弱体化を理由に却下した。⁽⁸⁷⁾ ダレス國務長官は、英国首相との会談の中で、インドネシア派兵をめぐる中華民国と韓国の利益を認めつつも、「できればアングロ・サクソン諸国間で「この問題を」とどめておきたい」と述べている。⁽⁸⁸⁾ 実際に、東南アジアの問題を米英(アングロ・サクソン)だけにとどめられなくなり、韓国軍派兵を米国側から要請することになるのは一九六〇年代に入ってからであった。

四 結——アイゼンハワー政権時代の遺産

以上の通り、アイゼンハワー政権の西太平洋安全保障構想は実現には至らなかったが、その後のアジア太平洋地域安全保障と米韓同盟にとって幾つかの遺産が残された。

第一に、西太平洋安全保障構想の経験を通じて米国が学んだ教訓とは、アジア太平洋同盟国を一つの集団安保体制にまとめることは非現実的であり、得策ではないということであった。その結果、アイゼンハワー政権は西太平洋集団安保構想に関する政策目標を修正した。五九年九月、米国の極東政策の文書、NSC五九一三では、「包括的集団安全保障取極め」という文言は削除され、それに代わり、「西太平洋における多国間（SEATO、ANZUS）と二国間（韓国、中華民国、日本、フィリピン）の防衛取極めを促進、強化し、極東における我が同盟国と他の友好国との間で共通の目標に関して理解を広げて、発展させていく」⁽⁸⁹⁾ことが目標となった。つまり、ここで、米国中心の二国間・多国間同盟ネットワーク、いわゆる「ハブ・アンド・スポーク」体制の維持が選択されたのである。全般的な地域協力についてはアジア諸国のイニシアチブを促すこととし、軍事・安全保障分野については、それが最善の形ではなかったものの、「ハブ・アンド・スポーク」体制が維持され、一九六〇年代に続くのである。⁽⁹⁰⁾

第二に、西太平洋集団安保構想の修正に伴い、対韓政策における目標も修正された。対韓政策文書NSC五九〇七（五九年七月）では、西太平洋集団安保構想に言及していたが、「できる限り早期に」実現するという目標は削除され、⁽⁹¹⁾NSC五九一三の修正を反映し、六〇年の対韓政策文書NSC六〇一八では同構想に関する言及は完全に削除された。⁽⁹²⁾

アイゼンハワー政権は、西太平洋集団安全保障構想に韓国を統合していくことを試みたが、韓国の抵抗にあい、

失敗した。李承晩政権の反共・反日外交は障害となり、米国の迷惑通り、日韓国交正常化もなかなか進展しなかった。そこから米国が学んだ教訓は、NSC五九一三でも示唆された通り、NEATO構想は進めず、米韓二国間同盟を強化し、経済ならびに安全保障の基盤となる外交関係、即ち日韓国交正常化の実現に力点がおかれた。日韓国交交渉が進むのは一九六〇年代に次世代の朴正熙政権が登場してからであり、米国は日韓のイニシアチブを側面から積極的に支援した。⁽⁹³⁾一九六五年の日韓国交正常化以後、北東アジアにおける日米韓協力の道が開かれることとなる。

第三に、西太平洋集団安保構想の遺産としてあげられるのは東南アジア・SEATOとの関係である。韓国のSEATO加盟は実現できなかったが、SEATOと南ベトナムとの軍事交流の道が開かれたことはアイゼンハワー時代の成果である。この時代の軍事交流が一九六〇年代のベトナム戦争での米韓協力の道を開いていくのである。

SEATOは一九五九―六〇年のラオス危機への対応の失敗により弱体化し、その枠組みは維持されたものの、実質的にはSEATO加盟国(米、豪、ニュージーランド、フィリピン、タイ)と非SEATO加盟国(韓国と南ベトナム)から成る新たな「準同盟」⁽⁹⁴⁾に代わっていた。それをもとに、六六年六月に韓国のイニシアチブで発足した「アジア太平洋協議会」(ASPA)⁽⁹⁵⁾と並行して、同年一〇月、ベトナム参戦国七カ国会議(別名、マニラ会議)が結成された。この地域協力枠組みはベトナム戦争の終結とともに消滅したが、米韓両国のアジア太平洋地域協力の最初の機会であった。以上の通り、アイゼンハワー政権時代の西太平洋集団安全保障構想の遺産は、一九六〇年代の「アジア太平洋同盟」としての米韓同盟の布石となるのであった。

(一) 本稿は日本国際政治学会二〇〇七年度研究大会(福岡)における報告「アイゼンハワー政権の西太平洋集団安全

- 保障構想と米韓同盟」ならびに拙著 Yasuyo Sakata, “The Western Pacific Collective Security Concept and Korea in the Eisenhower Years: The U.S.-ROK Alliance as an Asia-Pacific Alliance,” *The Journal of Kanda University of International Studies*, Vol.20(March 2008) (『神田外語大学紀要』第二〇号) を加筆修正したものである。
- (2) この点については阪田恭代「米国のアジア太平洋集団安全保障構想と米韓同盟——『地域同盟』としての米韓同盟の起源、一九五三—一九五四年」鐸木昌之・平岩俊司・倉田秀也編『朝鮮半島と国際政治——冷戦の展開と変容』(慶應義塾大学出版会、二〇〇五年)・Yasuyo Sakata, “The Origins of the U.S.-ROK Alliance as a Regional Alliance: U.S. Policy on Asia-Pacific Collective Security and the Formation of the U.S.-ROK Alliance, 1953-54” *Gunsu [Military History]* (Seoul: Institute for Military History Compilation, ed.) 57 (December 2005) を参照された。
- (3) 米日比豪N/Zを含む「太平洋協定」構想は挫折したが、その代わりに、五一年八月—九月にかけて一連の二国間条約、即ち、日米安保条約、米比相互防衛条約、アンサス条約が締結された。これがいわゆる米中心の「ハブ・アンド・スポーク (hub and spokes)」体制の起源である。阪田(二〇〇五年) 三〇〇頁、西田竜也「アジア太平洋地域における安全保障システムの一つのオプション——太平洋条約の経緯から」『国際政治』第一五八号(二〇〇九年一月)・Victor D.Cha, “Powerplay: Origins of the U.S. Alliance System in Asia,” *International Security* 34:3(Winter 2009/2010) 参照。
- (4) 阪田(二〇〇五年) 三〇一頁。日米安全保障条約(一九五一年と一九六〇年)は、実質的には太平洋防衛のための条約であるが、日本国憲法第九条の武力行使と集団的自衛権の制限のため、「太平洋」集団防衛への言及は避け、条約区域を「極東」に限定した。坂本一哉『日米同盟の絆』(有斐閣、二〇〇〇年)とくに第五章・John Swenson-Wright, *Unequal Allies? United States Security and Alliance Policy Toward Japan, 1945-1960* (Stanford: Stanford University Press, 2005), chapter 6 参照。
- (5) 米韓相互防衛条約(五三年一〇月八日調印、五四年一月一七日発効)、神谷不二編集代表『朝鮮問題戦後資料 第一巻』(日本国際問題研究所、一九七六年) 四六四—四六五頁参照。
- (6) 休戦直後の米国の対韓政策は朝鮮半島の中立化も想定していた。阪田(二〇〇五年) 三〇二—三〇三頁。

- (7) John Foster Dulles, "Policy for Security and Peace," *Foreign Affairs* 32:2 (April 1954), 355-356. 「ニユーロック戦略」については松岡完「タレス外交とインドシナ」(同文館、一九八八年)、赤木完爾「ヴェトナム戦争の起源——アイゼンハワー政権と第一次インドシナ戦争」(慶應通信、一九九一年)参照。
- (8) Robert Watson, *History of the Joint Chiefs of Staff, Volume V: The Joint Chiefs of Staff and National Policy, 1953-54* (Washington, D.C. Historical Division, Joint Chiefs of Staff, 1986), chapter 1; John Lewis Gaddis, *Strategies of Containment: A Critical Appraisal of Postwar American National Security Policy* (New York: Oxford University Press, 1982), 152-153.
- (9) "United States Strategy for Developing a Position of Military Strength in the Far East," April 9, 1954, *Foreign Relations of the United States* (FRUS), 1952-54, vol. XII, part 1, East Asia and the Pacific (Washington, D. C.: U. S. Government Printing Office, 1984), 411-421. 統合参謀本部の「極東地域」は、中共 (Communist China)、朝鮮、香港、インドシナ、インドネシアと沿岸島嶼連鎖 (日本、琉球、台湾、フィリピン、オーストラリア、ニューギニア) を「マレー連邦」タイプに含められた。FRUS 1952-54, XII, part.1, *op. cit.*, 412.
- (10) ニューヨークで出版された Stephen Jurika, Jr., ed., *From Pearl Harbor to Vietnam: The Memoirs of Admiral Arthur W. Radford* (Stanford, CA: Hoover Institution Press, 1980), chapters 12, 20, 23, 29。阪田 (二〇〇五年) 三〇八—三〇九頁、Sakata (2005), 65 参照。五四年四月から七月まで米国の軍事援助計画視察のために極東諸国を歴訪したヴァン・フリート将軍も、統合参謀本部のアジア地域集団安保案を支持し、米極東軍・米太平洋軍司令部を再編し、韓国・台湾を含む極東諸国の軍隊統合を提案した。阪田 (二〇〇五年) 三一九頁。
- (11) FRUS 1952-54, XII, part.1, 411-421.
- (12) NSC5429, "Review of Policy in the Far East," August 4, 1954, FRUS, 1952-54, XII, part 1, 696-703; NSC5429/2, "Review of U. S. Policy in the Far East," August 20, 1954, FRUS, 1952-54, XII, part 1, 769-776; NSC5429/5, "Current U. S. Toward the Far East," December 22, 1954, FRUS, 1952-54, XII, part 1, 1062-1072; Watson, (1986), 250-251.

- (13) 阪田 (二〇〇五年) 三二〇頁。
- (14) *FRUS*, 1952-54, XII, part 1, 1066.
- (15) The Acting Director of the Office of Northeast Asian Affairs (McClurkin) to the Ambassador in Japan (Allison), Washington, September 16, 1954, *FRUS* 1952-54, XII, part 1, 911-912.
- (16) *FRUS* 1952-54, XII, part 1, 911-912.
- (17) *FRUS* 1952-54, XII, part 1, 911-912.
- (18) *FRUS* 1952-54, XII, part 1, 699, 773.
- (19) *FRUS* 1952-54, XII, part 1, 912.
- (20) "New Asian Line-up Studied by Dulles," *The New York Times*, August 4, 1954.
- (21) The Ambassador in Japan to the Department of State, Tokyo, August 4 1954, *FRUS*, 1952-54, XII, part 1, 694-695.
- (22) The Secretary of State to the Embassy in Japan, August 5, 1954, *FRUS*, 1952-54, XII, part 1, 711-712.
- (23) Memorandum from Ogburn to Drumwright, August 12, 1954, in Hiroshi Masuda, ed., *Rearmament of Japan, part 2, 1953-1963*, Congressional Information Service and Maruzen Co., 1998 (microfische # 2-C-20). 以下、同覚書については本注釈を参照。
- (24) 七月二一日、マクラークイン北東アジア課長代理は英豪などの駐米大使館関係者とマシア集団安保体制について意見交換し、米側は日韓国交正常化後に北東アジア諸国を含む「北太平洋条約機構 (Northern Pacific Treaty Organization)」をつくり、東南アジア条約機構と連結させることを案として言及している。 *FRUS*, 1952-54, XII, part 1, 649.
- (25) 中華民国外相は、西太平洋諸国を一つの協定にまとめることは「現実的でなく」、中日米、中韓米、中比米の三カ国協定をリンクすることを代わりに提案した。 *Memorandum from Ogburn to Drumwright*, August 12, 1954, in Masuda (1998).
- (26) マクラークイン北東アジア課長代理は駐米日本大使館関係者にも日韓西国の北太平洋安保条約機構への参加について

- て打診したが、それに対して日本側は、日本国憲法第九条の制約を指摘しつつ、国連決議があれば日本の部隊も参加できるという国内の専門家の意見も紹介し、集団安全保障活動への参加の可能性を完全に否定しなかった。FRUS, 1952-54, XII, part 1, 649.
- (27) Memorandum from Ogburn to Drumwright, August 12, 1954, in Masuda (1998).
- (28) McClurkin to Allison, September 16, 1954, FRUS 1952-54, XII, part 1, 912.
- (29) FRUS 1952-54, XII, pt. 1, 961, 976.
- (30) NSC 5514, Note by the Executive Secretary to the National Security Council on U. S. Objectives and Courses of Action in Korea, February 25, 1955, FRUS, 1955-57, XXIII, part 2, Korea (USGPO, 1993), 42-48.
- (31) FRUS, 1955-57, XXIII, part 2, 47.
- (32) 日韓交渉は漁業問題、在日韓国人の法的地位、財産請求権をめぐる停滞していたが、五三年一〇月の第三次会談で、久保田貫一郎・首席代表は日本の朝鮮植民地支配を正当化する発言を行い、韓国側が激怒し、交渉は無期延期となった。李庭植(小此木政夫・古田博司訳)『戦後日韓関係史』(中央公論社、一九八九年)第二章参照。
- (33) FRUS, 1955-57, XXIII, 47. 米国の対韓政策に関する進捗状況の報告では、「NSC 5429/2で求められていたように、西太平洋安全保障取極めを通じて米国の安全保障システムに韓国をさらに結び付けていく取り組みには、日韓双方が満足のいく程度の実務的な関係を構築していくことが必要であることを韓国に念を押すことから始まった」と記されている。同文書では、韓国の米国の安保政策に対する批判や日本に対する「プロバガンダ攻撃」を憂慮しながらも、米国は「韓国と、広域の安全保障取極めを公式化していくための取り組みを継続する」ことを勧めた。但し、それには困難が伴い、とくに「日本が参加する取極めは短期的には実現不可能かもしれない」と見通していた。Second Progress Report by the Operations Coordinating Board to the National Security Council on NSC 170/1, December 29, 1954, FRUS, 1952-54, XV, 1953.
- (34) 李大統領は、ワシントンと東京駐在の外交官に対して「日本は共産主義勢力側に立ち、米国と対決する準備をしてゐる」というメッセージを宣伝し、ソ連と中共との貿易に異議を唱えるよう指示していた。Memorandum from the Director of the Office of Northeast Asian Affairs (McClurkin) to the Assistant Secretary of State for Far

- Eastern Affairs (Robertson), Washington, June 1, 1955, *FRUS*, 1955-1957, XXIII, 108. 同時期に、在ソウル米大使館前で、米国が日本への支持を止めるようデモが行われていたが、それが乱闘に転じたことを背景に、梁裕燦駐米大使は、日本が「北朝鮮や他の共產圏諸国へ度重なる働きかけ」をしていることが韓国の反日感情の要因であると米側に伝えた。ウイリアム・シーボルト (William Sebald) 極東担当国務副次官補は、梁大使に、米国は「韓国と同様、日本が反共のままだることに関心を抱いている」が、「危険」な(反日)デモについては注意を喚起した。Telegram from the Department of State to the Embassy in Korea, June 13, 1955, *FRUS*, 1955-57, XXIII, 113.
- (35) 金東祚 (林健彦訳) 『韓日の和解——日韓交渉一四年の記録』(サイマル出版会、一九八六年) 一三〇—一三六頁。
- (36) 在日朝鮮人帰還運動をめぐる日米韓の外交については、金(一九八六年)一三八—二一七頁、権容爽『岸政権期の「アジア外交」』(国際書院、二〇〇八年) 二五二—二五七頁を参照。
- (37) John Swenson-Wright, *Unequal Allies? United States Security and Alliance Policy Toward Japan, 1945-1960* (Stanford, CA: Stanford University Press, 2005), 308, footnote 94. ナホルター・ブローンノ (Walter P. McCaughey) 駐韓米大使は、韓国の許政外相が日韓関係の主要問題の解決について発言したことに対して「よくに勇氣づけられた」と指摘し、「実質的な進展を成し遂げられる真の機会が訪れている」と信じていた。マッカーサー駐日大使も、日韓関係改善を進めるために米政府は韓国の新政権を活用していくべきであると進言している。Telegram from Embassy in Korea to the Department of State, Seoul, April 28, 1960, *FRUS*, 1958-1960, volume XVIII: Japan, Korea (USGPO, 1994), 650, footnote 3.
- (38) Chiang-Dulles talks. Memorandum of Conversation, Taipei, March 16, 1956, *FRUS*, 1955-1957, Vol. III, China (USGPO, 1986), 329-330.
- (39) "The Recent and Prospective Foreign Relations of Japan (1956-61)," September 12, 1956, Office of Intelligence and Research (OIR) Report, No. 731, OIR files, National Archives-II, cited in Swenson-Wright (2005), 307, footnote 94.
- (40) Letter from the Ambassador in Japan (MacArthur) to the Secretary of State, Tokyo, May 25, 1957, *FRUS*, 1955-57, XXIII, Part 1, Japan (USGPO, 1991), 326.

- (41) アイゼンハワー大統領は、李承晩大統領に対する親書で、李の三カ国間協定の提案について、「日韓両国間の和合と友好の回復に対する我が国の関心を貴殿も共有していることを確認してくれたことを大変嬉しく思っている。その関連で、日本、韓国と米国との間の三カ国間協定の貴殿の提案は十分に検討に値すると私も考えている。そのような協定について貴殿の詳細な考えを伺うために、ブリックス（駐韓）大使に貴殿と相談するよう指示します。」と伝えた。Letter from President Eisenhower to President Rhee, Washington, January 31, 1955, *FRUS*, 1955-57, XXIII, pt. 2, 12.
- (42) Oliver's letter to Rhee, October 5, 1954 in Robert T. Oliver, *Syngman Rhee and American Involvement in Korea, 1942-1960: A Personal Narrative* (Seoul: Panmun Book Company, 1978), 466-467.
- (43) 同草案で、李承晩は「タレスが「かつてのアジアの侵略者」日本を増強しようとする計画をもっている」とみて「憂慮していた。「隣国と平和裏に生きていくやう日本が改心したら、過去について許し、忘れる」ことが出来るが、李の眼にはそのような日本の姿が映っていない。同草案が國務省に送られたかどうかは不明であるが、オリバーは「それがオリバー自身への返答である」と考えていた。Rhee's reply to Oliver on October 18, 1954, as a "draft letter" to State Department. Oliver (1978), 468-470.
- (44) Oliver (1978), 468-470.
- (45) 金（一九八六年）一〇九—一〇頁。一九五八年一月二五日、韓国外相は、非共産圏同盟国間のより緊密な連携を促進するというダレス國務長官の提案に賛成であったが、韓国は未だに日本を地域的な同盟に入れることについては躊躇していると米側に伝えている。それは日韓間の違いからではなく、韓国は日本が反共主義勢力であるとみなすことができないことと理由からであると指摘している。JOINT WEEKA, 1948-1959, vol.7, 1957-1958 (Seoul: Yonjin-sa, 1993), 299. JOINT WEEKA とは在ソウル米大使館の週刊報告集である。
- (46) Department of State Bulletin, September 20, 1954, 391-395.
- (47) マニラ条約の付随書において、同条約第三条（経済・社会協力）と第四条（集団防衛）の条約対象地域としてカンボジア、ラオス、ベトナム国行政管轄下の「自由地域」（北韓一七度線以南、即ち南ベトナム）が指定された。Protocol to the Southeast Asia Collective Defense Treaty, Department of State Bulletin, September, 20, 1954,

395.

- (48) Memorandum of Conversation, by Walter H. Drew, Office of Northeast Asian Affairs, July 21, 1954, *FRUS*, 1952-54, XII, pt.1, 649. 英大使館関係者は「北太平洋条約機構」が設立されれば韓国が北朝鮮との平和統一を協議するためにプラスとなるので歓迎したが、韓国の単独軍事行動を助長する可能性もあると懸念した。マクレーキンは、集団安保取極めがあれば、韓国が単独行動をとる可能性は実際には低くなると述べている。 *FRUS*, 1952-54, XII, pt.1, 648-649.
- (49) 米英共同研究 (US-UK Joint Study Group on Southeast Asia Defense) に含まれる *FRUS*, 1952-54, XII, pt.1, 597, 607, 611, 614, 633, 643 参照。
- (50) 第七条では「この条約の目的を促進し、かつ、条約地域の安全に貢献する地位にある他のいずれかの国はこの条約に加入するよう締約国の全員一致の合意により招請されることができ」とし、第八条で「この条約における『条約地域』とは、東南アジアの全般地域（アジアの締約国のすべての領土をも含む）及び西南太平洋の全般地域（北緯二一度三〇分以北の太平洋地域を除く）をいう。締約国は、第七条の規定に従ってこの条約に加入する国の領土を条約地域に含めるため、その他条約地域を変更するため、全員一致の合意によってこの条を改正することができ」と記された。「東南アジア防衛条約」（『日本外交主要文書・年表(1)』データベース『世界と日本』、東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室 <http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn>）。
- (51) “News Conference Statements,” December 1, 1954, *Department of State Bulletin*, December 13, 1954, 895-97.
- (52) Text of the Mutual Defense Treaty between the United States and the Republic of China, December 2, 1954, *Department of State Bulletin*, December 13, 1954, 899.
- (53) Press release, November 17, *Department of State Bulletin*, December 13, 1954, 894.
- (54) Les Buszynski, *S.E.A.T.O.: Failure of an Alliance Strategy* (Kent Ridge: Singapore University Press, 1983), chapters 1 and 2. Kenneth W. Condit, *History of the Joint Chiefs of Staff, Volume VI, The Joint Chiefs of Staff and National Policy, 1955-1956* (Historical Office, Joint Staff, Washington, D. C., 1992), 221-228; Byron R.

Fairchild and Walker S. Poole, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy, 1957-1960* (Washington, D. C.: Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, 2000), 217-220.

(55) NSC 5612/1, "Statement of Policy on U. S. Policy in Mainland Southeast Asia," September 5, 1956, *FRUS*, 1955-1957, Volume XXI, East Asian Security; Cambodia; Laos (USGPO, 1990), 257.

(56) *Department of State Bulletin*, March 31, 1958, 505.

(57) 一九五五年二月二七日、第一回 SEATO 理事会で、韓国外相は韓国が SEATO 加盟の意思があることを表明した。「韓国外交年表」(ソウル: 国立国会図書館、一九七四年) 一〇五頁「韓国語」。

(58) 崔永鎬「李承晩政権による反共外交の展開——韓国の対東南アジア外交の始まり」『アジア経済』三二巻五号(一九九一年五月) 五八—五九頁、松田春香「東アジア「前哨国家」による集団安全保障体制構想とアメリカの対応——『太平洋同盟』と『アジア民族反共連盟』を中心に」『アジア太平洋研究』(東京大学) 五号(二〇〇五年) 以下、松田(二〇〇五年 a) 一四〇—一四二頁。

(59) 松田(二〇〇五年 a) 一四二頁。

(60) 第一次使節団(五三年二月)は中華民国、マレーシア、ベトナム国、タイ、第二次使節団(五四年二—三月)に中華民国、インドネシア、ビルマ、タイを歴訪した。松田(二〇〇五年 a) 一四二—一四五頁。

(61) 五四年六月一日から一七日まで、「アジア民族反共大会」が韓国の鎮海で開催され、大会最終日に「アジア反共連盟憲章」が採択され、「自由アジア」諸国が共産主義の脅威に対抗するために集団安全保障の強化と軍事同盟結成に努力すること、アメリカと緊密に連携すること、反共機構創設のために事務局をソウルに設置することが明記された。松田(二〇〇五年 a) 一四八—一四九頁。松田春香「アメリカ・韓国・南ベトナムの軍事交流のはじまり——

李承晩・韓国大統領による韓国軍インドシナ派兵提議を中心に」同時代史学会編『朝鮮半島と日本の同時代史』(日本経済評論社、二〇〇五年) 以下、松田(二〇〇五年 b) 二四二—二四三頁。

(62) 「前哨国家」については松田(二〇〇五年 a)、松田(二〇〇五年 b) 参照。

(63) *JOINT WEEKLY*(1993), vol.8, 1959, p.162.

(64) 『東亜日報』一九五四年二月八日、松田(二〇〇五年 a) 一四六頁より引用。

- (65) 松田(二〇〇五年a) 一四六頁。
- (66) 五九年夏、李承晩政権は、東アジア反共諸国指導者会議の開催を推進し、韓国外務部は「東アジア諸国機構 (Organization of East Asian Nations)」計画を起草していた。それは政治、軍事、社会・経済、文化面での協力を目的とした政府間機構の設立であったが、「反共の組織化と日本の排除という志向性には変わりがなく、関係国からの協力は得られなかった。」曹良鉉『アジア地域主義とアメリカベトナム戦争期のアジア太平洋国際関係』(東京大学出版会、二〇〇九年) 一六五頁。
- (67) *JOINT WEEKA*(1993), vol.7, 1958, 218.
- (68) *JOINT WEEKA*(1993), vol.8, 1959, 162.
- (69) Richard Allen, *Korea's Syngman Rhee: An Unauthorized Portrait* (Tokyo: Charles E. Tuttle Company, 1960), 188.
- (70) Condit (1992), 221-228; Fairchild and Poole (2000), 218-219; Buszynski (1983), 49-50.
- (71) Letter from the Secretary of State to the President, Manila, March, 11, 1958, *FRUS*, 1958-1960, XVI, East Asia-Pacific Region; Cambodia; Laos (USGPO, 1992), 6.
- (72) 阪田(二〇〇五年) 三〇九―三二〇頁。
- (73) 国家安全保障会議政策文書六〇〇八/一「米国の日本に対する政策」(一九六〇年六月一日)では、自衛隊の役割について、「日本の部隊の現在の任務は、国内治安で警察を支援するほかに、日本区域 (Japan area) の防衛に参加することである。日本地域外で部隊を使用するために任務を拡大することは、それはいかなる場合でも、(日本国) 憲法第九条によって禁止されている。現在の憲法解釈では、日本の軍隊の使用は日本国の自衛に限られている」と確認された。したがって、「自由世界の力」に対する日本の貢献は、「主に経済力、そしてアフリカ・アジア地域の穏健化に寄与する影響力」を通じて行われる。「軍事問題について日本の考えが大幅に変わらない限り、日本は地域安全保障の取極めに加入する可能性は低いが、米国に提供している補給施設や軍事基地は、太平洋地域における自由世界の軍事力に大きく貢献する」と分析している。*FRUS*, 1958-60, XVIII, 340, 343.
- (74) Memorandum by Wilson to Lay, April 10, 1954, *FRUS* 1952-54, XII, pt.1, 419. 李鍾元(一九九六年) 八八―

八九頁。

- (75) NSC 5723, U. S. Policy Toward Taiwan and the Government of the Republic of China, October 4, 1957, *FRUS*, 1955-1957, Vol. III, China (USGPO, 1986), 620-622. Fairchild and Poole (2000), 208.
- (76) Fairchild and Poole (2000), 198-201.
- (77) NSC 5907, Statement of U.S. Policy toward Korea, July 1, 1959, *FRUS*, 1958-1960, XVIII, 573.
- (78) Telegram from the Embassy in Korea to the Department of State, Seoul, May 30, 1955, *FRUS*, 1955-1957, XXIII, 104.
- (79) Memorandum of U. S.-French Talks at Quai d'Orsay, April 22, 1954, *FRUS*, 1952-54, XIII, part 1, *Indochina* (USGPO, 1982), 484; 松岡定「一九五〇年代アメリカの同盟再編戦略」『国際政治』一〇五号(一九九四年一月) 八五頁、松田(二〇〇五年 a) 一四九頁。韓国の白善燁將軍によれば、米軍は韓国の戦力増強計画を東南アジアにも適用しようとしていたという。白善燁『若き將軍の朝鮮戦争』(草思社、二〇〇〇年) 四二三頁。
- (80) 松田(二〇〇五年 b) 二五六頁。
- (81) 松田(二〇〇五年 b) 二五六頁。
- (82) 白善燁(二〇〇〇年) 四二三頁、松田(二〇〇五年 b) 二五六―二五七頁。
- (83) Kyudok Hong, *Unequal Partners: ROK-US Relations During the Vietnam War* (Ph.D. Dissertation, University of South Carolina, 1991), p.95, 松田(二〇〇五年 b) 二五七頁。同テコンドー教官団は東南アジア歴訪中、南ベトナム政府の要請で、一カ月にわたりサイゴンなど各地を回った。その次に韓国のテコンドー教官団が南ベトナムに派遣されたのは六二年二月である。チェ・ヨンホ『一冊で読むベトナム戦争と韓国軍』(ソウル：国防部軍史編纂研究所、二〇〇四年)「韓国語」、三八四頁。
- (84) 李承晩大統領は、五四年一月二八日、ハル極東軍司令官に対して韓国軍一個師団をラオスに派兵することを提案し、六月にはヴァン・フリート將軍に韓国軍三個師団のインドシナ派兵を申し出て、ヴァン・フリート自らが、韓国兵とともに米軍將校の派遣、国府軍一―二個師団、フィリピンの「象徴的規模の兵力」、インドシナ情勢が悪化した場合は米海兵隊の派遣も合わせて提案し、統合參謀本部に上申した。七月初めに李大統領はブリッグス(Ellis Briggs)

- 駐韓米大使に対して、韓国軍二―三個師団の即時派兵案を持ちかけ、アイゼンハワー大統領に伝えることを要請した。李（一九九六年）九六頁。
- (85) 五四年の韓国の提案に対する米政府内の検討については、李（一九九六年）九四―九七頁、Sakata(2005), 82-86、松田（二〇〇五年b）二四三―二五一頁参照。
- (86) 当時、インドネシアの新聞は、李承晩大統領が反乱軍を支援するために「志願兵」の派遣を計画し、崔徳新駐越大使がシンガポールで反乱軍指導者と接触していると報じたが、崔大使が李承晩に報告した際、同報道の内容は否定していない。さらに、李への報告で、崔大使は「SEATO地域はわれわれが戦略的かつ政治的に利害を持つ地域」であるとして、同地域へ韓国軍派兵が必要になったときに備えて、「韓国海空軍の東南アジアへの定期的訪問による訓練の必要性」を指摘し、派兵に備えての軍事交流の意義を指摘した。李（一九九六年）九七―九八、一〇三頁。
- (87) 李（一九九六年）九八頁、Fairchild and Poole (2000), 221-222.
- (88) Memorandum of Conversation, Department of State, Washington, June 9, 1958, *FRUS*, 1958-1960, XVI, 41.
- (89) NSC 5913, "Statement of U.S. Policy in the Far East," September 25, 1959, *FRUS*, 1958-1960, XVI, 139.
- (90) 曹良鉉の一九六〇年代のアジア地域主義の研究によれば、米ジョンソン政権が「開発外交」の観点から、アジア開発銀行、アジア太平洋協議会（ASPAC）、東南アジア諸国連合（ASEAN）など、アジア諸国の政治・経済面での地域協力を奨励したが、軍事・安全保障面では「従来のハブ・アンド・スポーク体制」即ち既存の地域同盟体制を維持する方針を貫いた。六五年三月の米極東地域公館長会議でも「現存の地域同盟構造におけるいかなる大幅な変化も適切ではない」と確認されている。曹（二〇〇九年）四七―五一頁。
- (91) Note by the Executive Secretary (Lay) to the NSC on U. S. Policy Toward Korea (NSC 5907), July 1, 1959, *FRUS*, 1958-1960, XVIII, 571.
- (92) Note by the Executive Secretary (Lay) to the NSC on U. S. Policy Toward Korea (NSC 6018), November 28, 1960, *FRUS*, 1958-1960, XVIII, 699-707.
- (93) 李鍾元「韓日国交正常化の成立とアメリカ」近代日本研究会編「戦後外交の形成」（山川出版社、一九九四年）

参照。

(94) Buszynski (1983), 135-140.

(95) ASPAC は非軍事協力組織であり、韓国、日本、台湾、フィリピン、南ベトナム、タイ、マレーシア、豪、NZ が参加した（ラオスはオブザーバー資格）。米国は加盟しなかったが側面支援した。曹（二〇〇九年）一九六一—九八頁。